

令和5年11月6日

関係団体 御中

厚生労働省老健局

飲酒運転の防止に向けた広報啓発用資料の活用等について（依頼）

貴団体におかれましては、平素から厚生労働行政に格別の御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定の適用を令和5年12月1日から開始することについて周知を図るため、添付のとおり警察庁から依頼がまいりました。

つきましては、添付の広報啓発用資料のデータを御活用いただき、貴団体傘下の事業所や関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、アルコール検知器の配備など安全運転管理者の業務の拡充に伴う適切な対応や、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令 和 5 年 1 0 月 4 日

各府省庁事業所管担当者 各位

警察庁交通局交通企画課

飲酒運転の防止に向けた広報啓発用資料の活用等について（依頼）

平素から警察行政の各般にわたり御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

先般、「道路交法施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布等について（連絡）」（令和5年8月15日付け事務連絡）において、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定の適用を令和5年12月1日から開始することについて、御連絡させていただいたところでございます。

この度、安全運転管理者の業務の拡充や安全運転管理者の選任をはじめとする義務の遵守について、業務に使用する自動車の使用者をはじめ、広く国民に周知するための広報啓発用資料を作成いたしました。

つきましては、当該広報啓発用資料のデータを提供いたしますので、各府省庁におかれましては、所轄事業者や関係する事業者へ提供し、事業所での活用を促進するなど、飲酒運転防止に向けた広報啓発を推進していただきますようお願いいたします。

また、周知にあたり広報啓発用資料のデータを送付される際は、別添の周知用ひな型を適宜御活用ください。